

第2編 基本構想

令和3年3月議決（制定）

令和6年9月議決（変更）

令和8年1月議決（変更）

第1章 まちづくりの基本理念

本市が今後、まちづくりを進める上での基本的な姿勢である「基本理念」を次のとおり示します。

安心・安全な暮らし

感染症や、毎年のように大きな被害をもたらす自然災害などから、私たちの生活を守るため、市民の安心・安全を根幹に据えたまちづくりを進めます。

誰もが自分らしく

ノーマライゼーションの考えのもと、誰もが自分らしく暮らすことができ、世代を超えそれぞれが尊重し合えるまちを目指します。

人とつながりのあるまちへ

市民・事業者・大学・行政など多様な主体がつながり、協働でまちづくりに取り組むことで、複雑化・多様化している課題を解消し、さらには、「人」と「まち」が一緒に育つことで、愛着あるまちづくりを進めます。

持続可能な未来への責任

次世代を担うこどもたちのため、良好な環境を守りつつ、あらゆる資源を限りあるものとして捉え、未来を見据えた持続可能なまちづくりを進めます。

第2章 将来の目指す姿

第1節 将来都市像

基本理念のもとで、重点課題を解決し、時代の変化に対応しながら、市民が誇りを持ち安心して暮らせる都市を目指すこととし、10年後の「将来都市像」を、次のとおり示します。

みんなでつくる みんなが輝くまち あげお

市民同士がつながりを持ち、事業者・大学・行政など多様な主体が協働でまちづくりに取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らすことができ、将来にわたり市民と地域が輝き続けるまち

第2節 将来人口

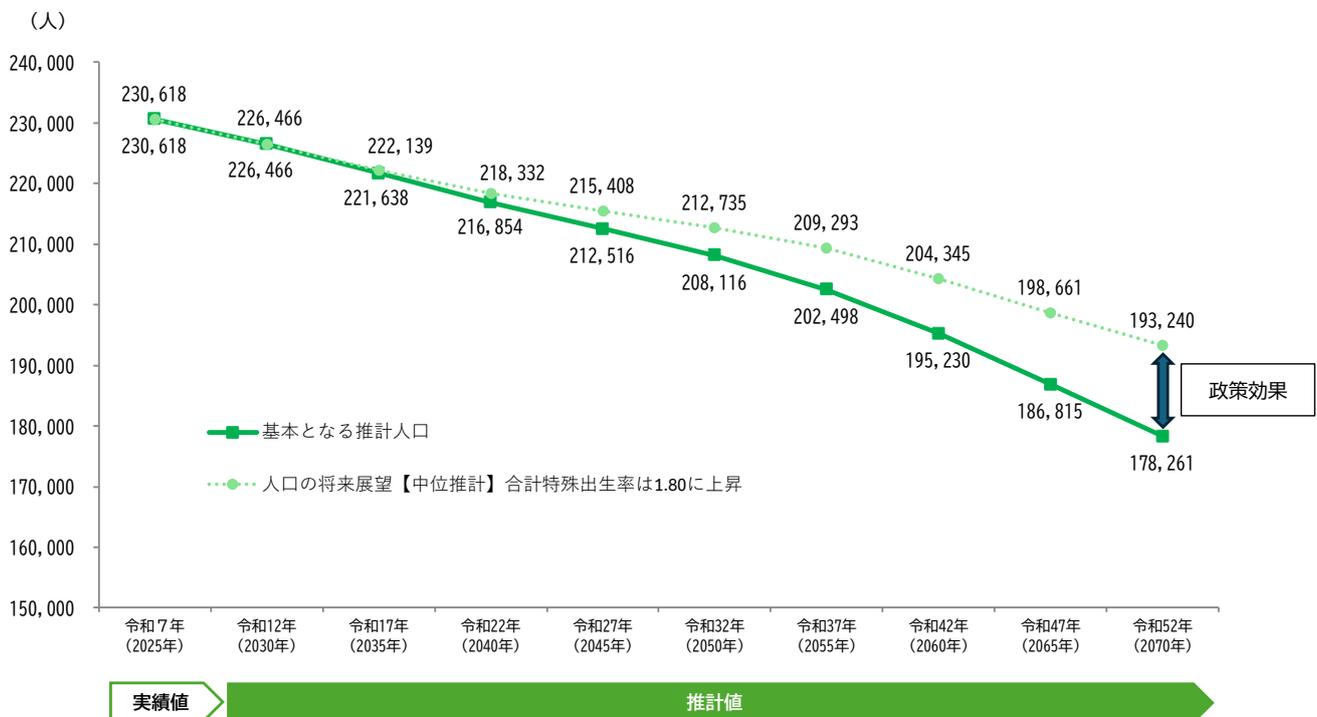
まちづくりの基礎となる人口について、国立社会保障・人口問題研究所（「社人研」）が推計した結果を、住民基本台帳人口ベースで再推計（以下「基本となる推計人口」）し、今後の施策展開による効果などを考慮し将来展望人口とした上で、以下のように推計します。

（※）この際、「第3期上尾市地域創生長期ビジョン・第3期上尾市地域創生総合戦略」（令和7（2025）年度策定）における将来人口推計と整合を図ります。

※ 公表されている国勢調査結果の最新値が令和2（2020）年実施のものとなるため、将来人口は令和7（2025）年10月1日の住民基本台帳人口を基準人口としています。

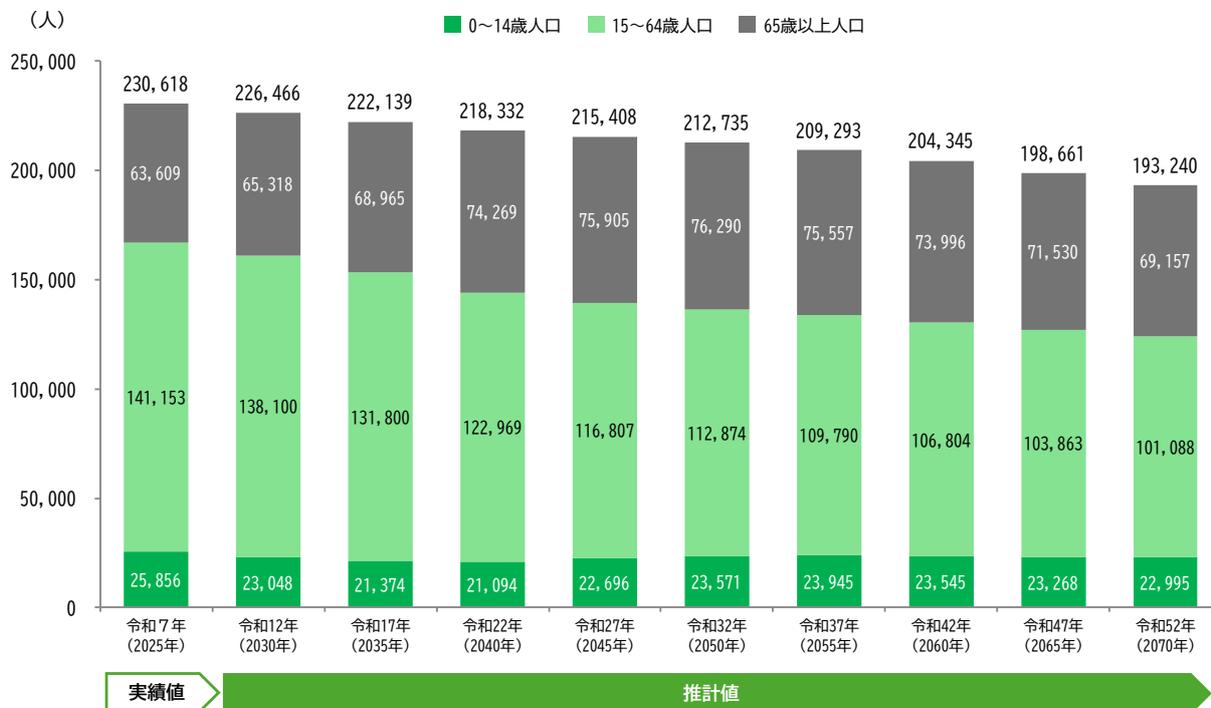
第6次上尾市総合計画の計画期間における将来展望人口は、令和12（2030）年に226,466人と推計します。また、令和52（2070）年時点における将来展望人口は193,240人とします。基本となる推計人口（令和52（2070）年時点で178,261人）と比較して、施策展開による効果を約1.5万人と見込みます。

《上尾市の将来展望人口（住民基本台帳人口ベース）》



総人口が減少していく中、生産年齢人口（15～64 歳人口）は一貫して減少傾向となります。また、老年人口（65 歳以上人口）は令和 32（2050）年をピークとして減少しますが、年少人口（0～14 歳人口）は令和 22（2040）年を底として増加に転じると推計します。

《年齢3区分別の将来展望人口（住民基本台帳人口ベース）》



《人口を推計するにあたっての仮定値等の設定》

	①基準人口	②合計特殊出生率	③純移動率
基本となる推計人口	令和7（2025）年10月1日住民基本台帳	令和6（2024）年実績値の1.07が、社人研仮定値（令和5（2023）3月推計）のおおりに令和27（2045）年に1.30に上昇し、その後は社人研仮定値のおおりに1.30程度で推移すると仮定	社人研仮定値（令和5（2023）3月推計）を採用
将来展望人口		令和6（2024）年実績値の1.07が、令和32（2050）年に1.80に上昇し、その後は変動しないと仮定	同上

《各推計人口に用いた合計特殊出生率》

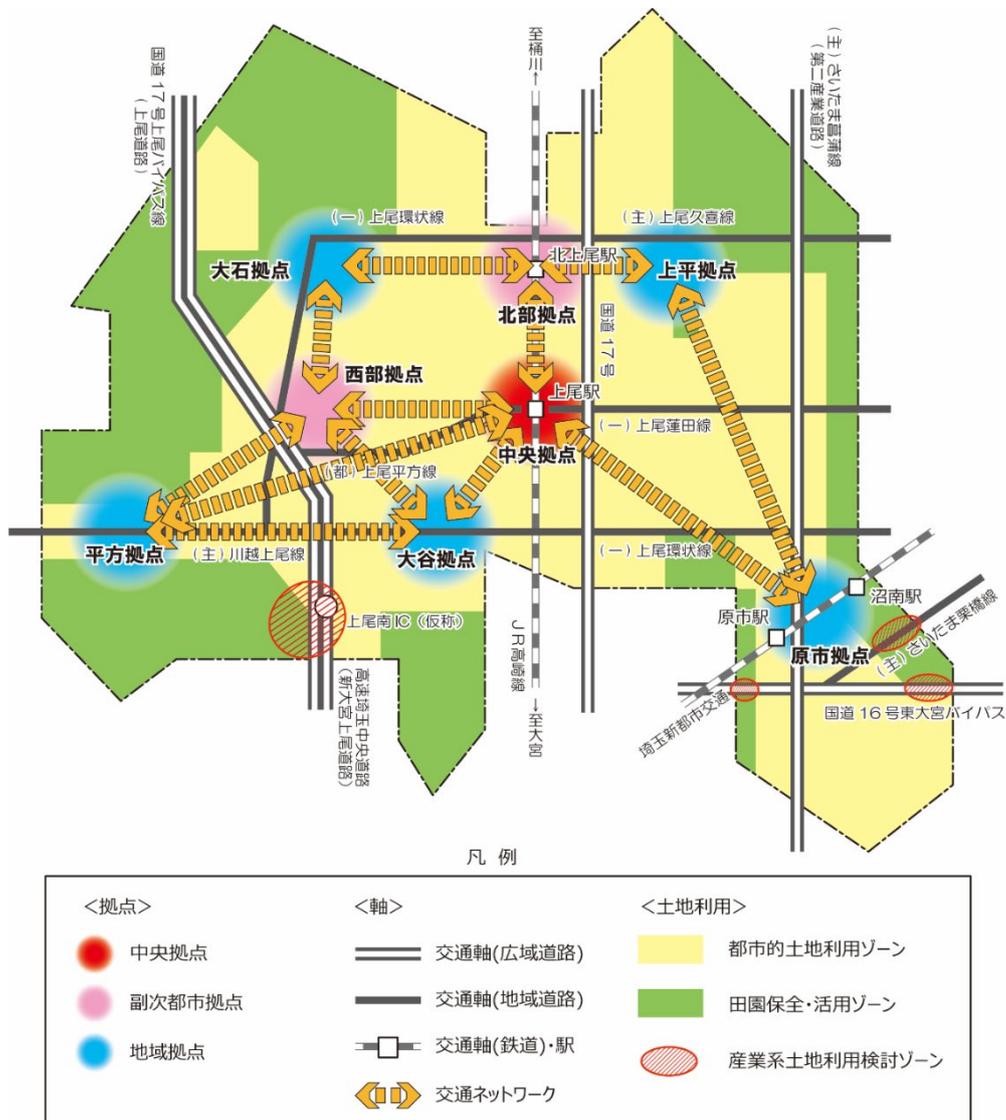
	令和12年(2030)	令和32年(2050)	令和52年(2070)
基本となる推計人口	1.13	1.34	1.33
将来展望人口	1.22	1.80	1.80

第3節 将来都市構造

将来都市構造は、本市が目指す将来都市像の実現に向けて、市の拠点となる場所や、都市の骨格を形成する軸の配置、土地利用の区分といった、目指すべき都市のあり方を示すものです。

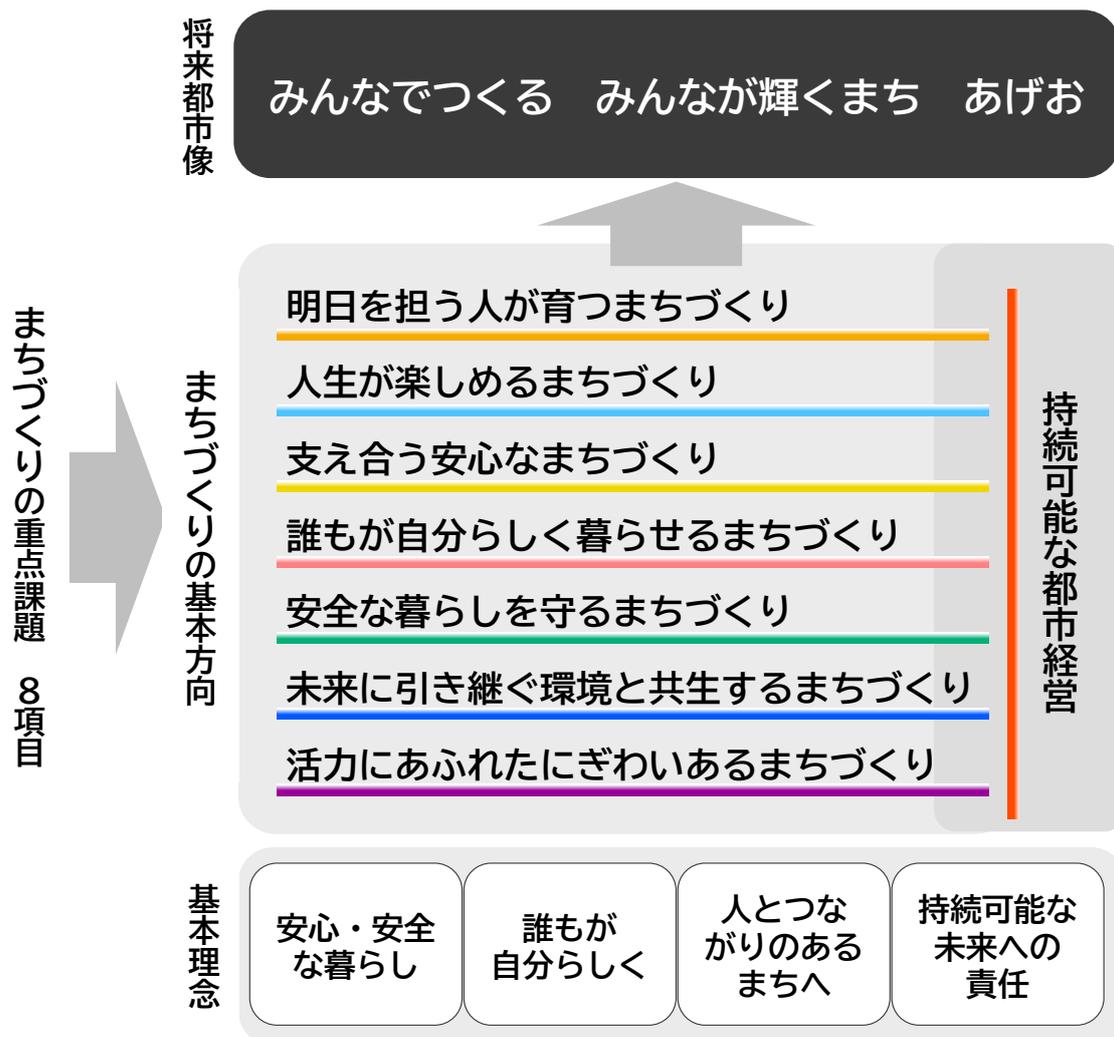
将来都市構造は、将来都市像である「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を実現するために、暮らしの場の近くにさまざまな都市機能や働く場が適切に立地し、それらが道路・公共交通のネットワークによって有機的に結びついた「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造とします。

《本市の将来都市構造》



第3章 まちづくりの基本方向

本市のまちづくりの重点課題を解決しながら、将来の目指す姿を実現するため、まちづくりの基本理念に沿って進める共通のまちづくりの基本方向を、次のように定めます。



1 明日を担う人が育つまちづくり

安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、子どもたち一人一人が柔軟かつ主体的に未来を切り開いていくのに必要な能力の育成に向けた教育の充実を図ります。

2 人生が楽しめるまちづくり

誰もがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、市民が日頃からこころやからだの健康づくりに取り組める環境づくりを進めるとともに、年齢に関わらず学びたいときに学べる機会の充実を図ることで、人生100年時代にふさわしいまちづくりを進めます。

3 支え合う安心なまちづくり

誰一人取り残さない社会の実現に向けて、高齢者、障害児・者など支援を必要とする人が適切な支援を受けられるほか、介護で悩んでいる人や生活に困っている人への相談体制の充実や地域全体で支え合う仕組みづくりを進めるなど、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めます。

4 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

国籍、性別などに関わらずお互いを尊重できるまちを目指して、職場や学校、家庭や地域で起こる差別の解消に向けた取組を進めるとともに、あらゆる世代が市民活動に参加することができ、国籍や文化的背景の違いに関わらず、誰もが社会の一員として活躍し、自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

5 安全な暮らしを守るまちづくり

地震や風水害などの大規模災害に対する対策を進め、地域全体のレジリエンス（回復力、復元力、しなやかさ）を高めるほか、交通事故や犯罪、火災による被害を防ぎ、全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

6 未来に引き継ぐ環境と共生するまちづくり

本市の未来を担う子どもたちに豊かな自然環境を残すため、環境保全に向けた取組を進めるとともに、道路や河川、上下水道の整備・維持管理に継続的に取り組むことで、将来にわたって安心・安全に暮らせるまちづくりを進めます。

7 活力にあふれたにぎわいあるまちづくり

本市の産業立地上の優位性を生かし、地域全体の産業競争力を向上させるとともに、特産品等を積極的にPRするなど、にぎわいを創出する取組を進めます。また、働き方の多様化による労働力の確保や労働環境の向上、情報技術の活用を推進することで、活力あるまちづくりを進めます。

8 持続可能な都市経営

経営資源が限られ、人口減少や高齢化が進む中であっても、市民サービスを維持・向上させるため、ICTを活用したスマート自治体への転換や公共施設マネジメントに基づく施設の質・量の最適化を図るとともに、さらなる財政健全化の実現に向けた取組を推進します。

また、市民・事業者・大学・行政など多様な主体が協働して地域の課題解決に取り組むなど、オール上尾で持続可能なまちづくりを進めます。

第1編 はじめに

第2編 基本構想

第3編 後期基本計画

1

2

3

4

5

6

7

8

第4編 参考資料